

標準保証拡張用 延長キット

ご利用の手引

～お客様へのお願い～

本サービスをご利用いただくには、お客様登録が必要です。

速やかにお客様登録をお願いします。

お客様登録には本冊子に記載の「製品シリアルNo」が必要

ですので紛失しないようご注意ください。

はじめに

このたびは日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）ハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品「標準保証拡張用 延長キット」（以下「延長キット」といいます。）をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。

本書には延長キットにて提供されるサービス内容、サービス条件、およびサービスの開始に必要なお客様登録の手順等を記載していますので、必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

「ご利用の手引き」の内容に同意できることをご確認ください。

同意できない場合には、延長キットをお買い上げ後14日以内にお買い上げいただいたご購入元にご返却くだされば、領収書その他の購入を証するものと引き換えに代金をお返しいたします。

延長キットに基づくハードウェアメンテナンスサービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいたNEC製パーソナルコンピュータ本体の保証開始日（ご購入日）から最大で5年間に延長されます。（標準保証拡張が3年版の場合は最大2年間、4年版の場合は最大1年間延長いたします。）ただし、製品の補修用性能部品の最低保有期間は出荷年月から5年です。

出荷年月から5年を経過した製品は、本サービスのサービス期間を短縮させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お客様が延長キットに基づくハードウェアメンテナンスサービスのご利用を途中で中止した場合であっても、お支払いいただいた料金は返金いたしません。

延長キット1ライセンスにつきサービスを受けられるNEC製 パーソナルコンピュータの台数は1台とします。

サービスを受ける前に

・ 延長キット連絡先シール

本パッケージには、「延長キット連絡先シール」が同梱されております。本シールには故障発生時の連絡先が記載されていますので、対象機器の見やすい部分に貼りつけてください。

・ 登録申請

本サービスをご利用いただくには、お客様登録カードでNECへお客様の情報を登録申請していただくことが必要です。第2章を参考に速やかに登録申請をおこなってください。なお、登録には本冊子に記載の「製品シリアルNo」が必要です。「製品シリアルNo」を紛失した場合は登録が出来なくなりますのでご注意ください。

・ 修理チェックシート

修理チェックシートは引取修理をご依頼される際、必ず修理品に添付していただきます。
下記URLからダウンロードしてご利用願います。

http://jpn.nec.com/products/bizpc/support/assurance/pdf/index_pdf_01.pdf

第1章 標準保証拡張用 延長キットとは

標準保証拡張用 延長キットとは、NEC製パーソナルコンピュータ [Mate、VersaPro シリーズ、Mate J、VersaPro J シリーズ（以下「NEC製PC」といいます。）] 向けに用意されたハードウェアメンテナンスサービスのパッケージ製品です。本書に定める条件に従って延長キットをご利用いただくことにより、本書に定めるNEC製PCのハードウェアメンテナンスサービス（以下「本サービス」といいます。）をお受けいただくことができます。

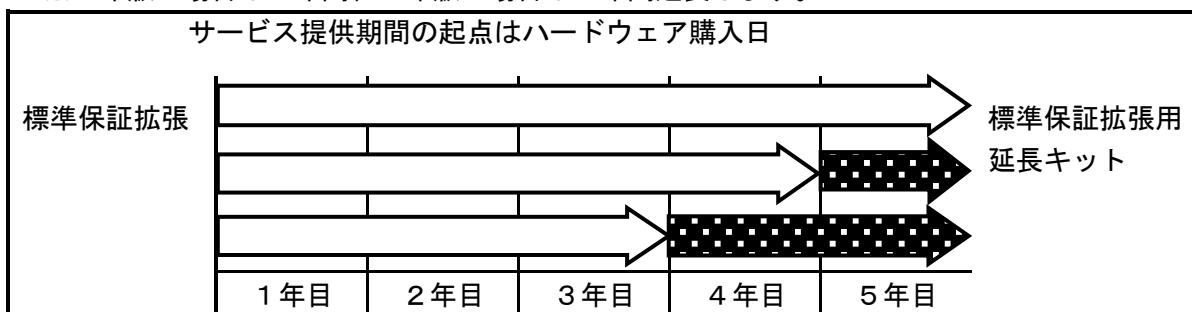
1. 対象機器

本サービスの適用範囲は、第2章に記載された登録手続きに基づき、NECに登録され、かつ日本国内に設置されたNEC製PC本体および本体に内蔵されるNEC製PC用純正オプション機器、NECディスプレイソリューションズ株式会社製ディスプレイ、マウス、キーボードのハードウェア製品（以下「対象機器」といいます。）です。

2. 本サービスの提供期間

延長キットに基づく本サービスの提供期間は、お客様の登録日にかかわらず、登録いただいたPC本体の保証開始日（ご購入日）から最大で5年間に延長されます。

※3年版の場合は2年間、4年版の場合は1年間延長します。



本サービスの提供期間は、お客様の登録申請日にかかわらず、登録申請いただいたNEC製PC本体の標準保証拡張の保証開始日（PCご購入日）からご購入された延長キットの年数（1年間または2年間）を加算した日までです（最大、ご購入日から5年です）。

ただし、保証開始日から登録完了までの経過期間は、本サービスの提供対象外となります。

すなわち、保証期間が切れた後に本サービスを登録申請された場合、保証期間が切れた後から登録完了までに発生した故障に関しては、本サービスの適用対象外となります。

3. 本サービスの対応時間

NEC営業日に対応依頼を受け付け、「NECビジネスPC修理受付センター」もしくは「121コンタクトセンター」にて稼動状況のカウンセリングや処置アドバイスをおこない、受付日当日の15時までにNECが必要と診断した場合に翌営業日にサービス技術者がお客様先までうかがい、オンサイトでの対応を開始します。ただし、交通事情、天候、対象機器の設置場所等の条件により、翌々営業日以降の対応になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. その他項目

本規定に定める以外の条件につきましては、保証規定ならびに標準保証拡張のご利用の手引き・拡張保証規定の内容に従います。

第2章 登録

本サービスをご利用いただくには、本章1に定める手順に従ってNECへお客様の情報を登録申請していただくことが必要です。お客様の情報を登録していただくには、本パッケージに同梱されているお客様登録カードに必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて郵送いただく必要があります。

1. 登録申請の手順

延長キットご購入日から30日以内、かつ対象機種に適用されている標準保証拡張のサービス提供期間終了前までに、お客様登録カードによりNECへの登録申請をおこなってください。万一当該期間内に登録申請されなかった場合、お客様は本サービスを受けられることあります。

2. お客様登録カードによる登録申請

(1) お客様登録カードに必要事項を記入し、写しを作成してください。

(2) 対象機器の保証書の写しを作成してください。

(保証書にご購入日の記載のない場合、対象機器のご購入時の領収書または納品書等、その他のご購入日が確認できるものの写しを作成してください。万一ご購入日が確認できない場合には、対象機器本体の製造番号と型番から特定されるNECの出荷月末日をご購入日とみなします)

(3) お客様登録カード、(2) の保証書の写しを、返信用封筒を使って下記NEC窓口宛に返送してください。お客様登録カードの写しは対象機器の保証書と共に保管願います。

〒169-0072
日本電気株式会社
サポートパック登録受付センター
東京都新宿区大久保1-3-21 新宿TXビル6階
電話番号 (03) 3454-6818

3. 「登録完了のお知らせ」の内容について

「登録完了のお知らせ」の送付をもって、NECがお客様に対し本サービスをおこなうことを承諾した証とします。NECは、合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒絶しないものとしますが、万一当該承諾ができない事由が生じた場合には、NECがお客様から本登録を受け取った日から30日以内にNECが定める方法によりお客様に通知するものとします。その場合、NECが承諾拒絶の通知を行ってから30日以内に、お客様が延長キットをお買い上げいただいたご購入元に承諾拒絶の通知と領収書その他の購入を証するものをご持参いただければ、引き換えに代金を返金いたします。

※ご注意

ご提供いただいた個人情報は、本サービスの提供及び延長キットの登録内容の確認／変更における処理・メール配信・郵送、およびより良い商品・サービス開発のための調査・分析などに利用するものとし、それ以外の目的には利用いたしません。本サービスをご提供させていただくにあたり、当社が業務契約を締結している会社に当該業務の全部または一部を委託することができます。その場合は、個人情報保護を義務付けるための契約を締結したうえで個人情報を預託し、必要かつ適切な管理・監督をおこないます。なお、本サービスをより適切にご提供させていただくために、当社または業務委託先の担当者から確認・質問等のご連絡をさせていただく場合があります。

本サービスにおける個人情報の取り扱いに関するお問合せ、およびご提供いただいた個人情報の確認・訂正などを希望される場合は、以下の窓口までご連絡ください。

ご連絡先：サポートパック登録受付センター

e-mail : SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号：03-3454-6818

受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日

(国民の祝日に関する法律に定める休日およびN E C所定の休業日は除く)

4. 登録内容変更

登録申請後に登録内容に変更があった場合、N E Cサポートパック登録受付センターに変更内容をご連絡ください。

5. 登録手続きに関するお問い合わせ先

登録に関してご不明な点がございましたら、N E Cサポートパック登録受付センターへお問い合わせください。

N E Cサポートパック登録受付センター

e-mail : SupportPack@support.jp.nec.com

電話番号：03-3454-6818

受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日

(国民の祝日に関する法律に定める休日およびN E C所定の休業日は除く)

2017.03